

第2章 給料・手当

○東総地区広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例

昭和 46 年 9 月 27 日
条 例 第 7 号

改正 平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号

改正 平成 28 年 2 月 16 日条例第 11 号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めるものとする。

(規定の準用)

第2条 東総地区広域市町村圏事務組合の職員の給与に関する規定は、条例等により特別に定めがあるものを除く外、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定に基づき、匝瑳市職員の給与に関する条例（平成 18 年条例第 45 号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 16 日条例第 11 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。